

第5回肝炎対策推進協議会

議 事 次 第

日 時 平成23年2月10日（木）

15:00～17:00

場 所 如水会館 松風の間（3階）

1. 開 会

2. 議 事

（1）肝炎対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省案）について

（2）その他

3. 閉 会

配布資料一覧

(資料)

	頁
資料 1-1 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省案）	1～12
資料 1-2 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省案（比較版））	13～24
資料 2 平成 23 年度政府予算案（肝炎対策関連）	25～29
資料 3 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針(案)改訂版」に対する意見	31～35
【阿部委員、天野委員、木村委員、武田委員、平井委員、松岡委員提出】	
資料 4 肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査の結果について	37～41

(参考資料)

	頁
参考資料 1 肝炎対策基本法	1～6
参考資料 2-1 肝炎対策推進協議会開催にあたって【阿部委員提出】	7～12
参考資料 2-2 肝炎対策基本指針作成のための論点表【阿部委員提出】	13～14
参考資料 2-3 基本的な指針(案)についての意見【阿部委員提出】	15～22
参考資料 3 肝炎対策基本指針策定に向けた提言【武田委員提出】	23～54
参考資料 4-1 肝炎対策基本指針策定に向けた提言【木村委員提出】	55～56
参考資料 4-2 B型肝炎患者としての医療費助成等についての意見【木村委員提出】	57～60
参考資料 5 肝炎患者遺族としての意見【平井委員提出】	61～64
参考資料 6 肝炎患者の遺族、患者会のボランティアとしての意見【天野委員提出】	65～73
参考資料 7-1 肝炎対策基本指針に望むこと 肝炎患者が安心して暮らせるために	75～84
【阿部委員、天野委員、木村委員、武田委員、平井委員、松岡委員提出】	
参考資料 7-2 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針(案)」に対する意見	85～96
【阿部委員、天野委員、木村委員、武田委員、平井委員、松岡委員提出】	
参考資料 8 第 3 回肝炎対策推進協議会以降に提出された各委員からの御意見・御要望	97～124

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

目次

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を実施し、平成19年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備について要請する等の取組を進めてきた。

また、平成20年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発及び肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

さらに、研究分野に関しては、平成20年6月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究7カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。

しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差別が存在することが指

摘されている。このような状況を改善し、今後、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき策定するものである。

なお、我が国では、現在、肝炎に罹患した者に占める患者数の多さから、B 型肝炎及び C 型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。このため、本指針においては、B 型肝炎及び C 型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

第 1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1）基本的な考え方

肝炎（B 型肝炎及び C 型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。

（2）肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要である。

（3）適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよ

う、地域の特性に応じた肝疾患診療体制の整備の促進に向けた取組を進める必要がある。

また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療又は B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能であり、また、ウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面がある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。

（４）肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。

（５）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要がある。

さらに、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識の普及が必要である。

（６）肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、取組を強化する必要がある。

第２ 肝炎の予防のための施策に関する事項

（１）今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。

また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対する B 型肝炎抗原検査を妊婦健康

診査の標準的な項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対する B 型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等の B 型肝炎母子感染予防対策を講じており、引き続きこの取組を進める。

さらに、B 型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、B 型肝炎ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するため、日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研究を推進する。また、当該研究の成果物を活用し、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。
- イ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。
- ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B 型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。
- エ 国は、水平感染防止の手段としての B 型肝炎ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報を踏まえ、当該ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にある。しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であり、このため、従前から実施している肝炎ウイルス検査の受検者数の把握のための調査に加えて、肝炎ウイルス検査の受検率について把握するための調査及び研究が必要である。

また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知するとともに、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な体制を整備し、その効果を検証するための研究を推進する必要がある。

さらに、肝炎ウイルス検査の受検結果について、受検者各自が正しく認識できるよ

う、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、最新の肝炎ウイルス検査に関する知見の修得のための研修の機会を確保する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率等について把握するための調査及び研究を行う。
- イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となっていて行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査実施とその体制整備を要請するとともに、肝炎ウイルス検査の個別勧奨や出張型検診等を推進することにより、さらなる検査実施を支援する。
- ウ 国及び地方公共団体は、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報を強化する。あわせて、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、これらの関係者から、労働者に対する受検勧奨が行われるよう要請する。
- エ 国は、多様な検査機会が確保されるよう、医療保険者が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき行う健康診査等及び事業主が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき行う健康診断に併せて実施する肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう医療保険者及び事業主に対して要請する。また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。
- オ 国は、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。
- カ 国及び地方公共団体は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう要請する。また、国は、医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況等について、実態把握のための調査研究を行う。
- キ 国は、独立行政法人国立国際医療研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院において指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修が行われるよう要請する。

第 4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。

このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するため、拠点病院を中心として、「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」（平成19年全国C型肝炎診療懇談会報告書）に基づき、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要がある。また、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の連携の下、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップを実施することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診を進める必要がある。

また、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向けて、引き続き、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした関係者の協力を得られるよう、必要な働きかけを行う必要がある。

さらに、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

（２）今後取組が必要な事項について

ア 国は、地方公共団体と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成を推進する。また、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等を肝炎患者等に対して配布する。

イ 国は、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめ、地方公共団体や医療保険者等と連携を図り、普及啓発を行う。

ウ 国は、肝炎情報センターが拠点病院の医療従事者を対象として実施する研修を効果的に進めるための技術的支援を行う。また、国及び都道府県は、拠点病院が行う研修について、より効果的な実施方法等について検討し、研修内容の充実を図る。

エ 国は、地域における診療連携の推進に資する研究を行い、その成果物を活用し、地域の特性に応じた診療連携体制の強化を支援する。

オ 国は、職域における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者等に対する望ましい配慮についての先進的な取組例等の情報を取りまとめ、各事業主団体と連携を図り、普及啓発を行う。

カ 国は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金、障害年金等の肝炎医療に関する制度について情報を取りまとめ、地方公共団体と連携を図り、医療機関や肝疾患相談センター等における活用を推進する。

キ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院及び専門医療機関等のリスト並びに拠点病院において対応可能な肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、当該情報を肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載す

ること等により、医療従事者及び国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。

このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成することが必要である。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するため、各施設における感染予防ガイドライン等の策定のための研究を推進し、地方公共団体等と連携を図り、当該研究成果について普及啓発を行う。(再掲)

イ 国は、地方公共団体と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成を推進する。(再掲)

ウ 国は、肝炎情報センターに対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院において指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修が行われるよう要請する。(再掲)

エ 国は、肝炎情報センターが拠点病院の医療従事者を対象として実施する研修を効果的に進めるための技術的支援を行う。また、国及び都道府県は、拠点病院が行う研修について、より効果的な実施方法等について検討し、研修内容の充実を図る。(再掲)

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。

さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信を

推進する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価、検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。

イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。

ウ 国は、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく肝炎研究に加え、肝炎対策の推進に資することを目的として、以下の行政的な研究を行う。

(ア) 日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、集団生活
が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研

(イ) 医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況
等について、実態を把握するための研究

(ウ) 地域における診療連携の推進に資する研究

(エ) 職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究

(オ) 具体的な施策の目標設定に資する肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実
態を把握するための調査研究

(カ) 肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止
のためのガイドラインを作成するための研究

(キ) その他肝炎対策の推進に資する研究

エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について
分かりやすく公表し、周知を図る。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎は重篤な疾病であり、肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品の開発等に係る
研究が促進され、薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づく製造販売の承
認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進し、さらに、肝炎医療のための
医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場
に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推
進する。

イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究
を推進する。

ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に
医療の現場に提供できるよう、有効性や安全性に関する審査体制の充実強化等を
図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。

エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。

オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、国民に十分に浸透していないと考えられる。こうした中において、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、平成22年5月の世界保健機関（WHO）総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、日本肝炎デーを設定する。あわせて、国及び地方公共団体は、財団法人ウイルス肝炎研究財団が従来から実施してきた「肝臓週間」と連携し、集中的な肝炎の普及啓発を行う。

イ 国及び地方公共団体は、あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行う。

ウ 国及び地方公共団体は、国民に対し、近年、我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、従来に比し、感染が慢性化することが多いとされていることに鑑み、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行う。

エ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨活動として、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について普及啓発を行う。

オ 国は、肝炎患者等、医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる者、事業主等の関係者が、それぞれにとって必要な情報を取りまとめ、普及啓発を行う。

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備に

ついて、引き続き、各事業主団体に対し、協力を要請する。

キ 国は、地域の医療機関において、肝炎に係る情報提供が適切になされるよう、肝炎情報センターに対し、情報提供の機能を充実させるよう要請する。

ク 国及び都道府県は、拠点病院の肝疾患相談センターを周知するための普及啓発を行う。

ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。(再掲)

コ 国は、肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究を行い、その成果物を活用し、地方公共団体と連携を図り、普及啓発を行う。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

ア 今後の取組の方針について

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

イ 今後取組が必要な事項について

(ア) 国は、都道府県と連携して、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。

(イ) 国は、肝炎情報センターに対し、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。

(ウ) 国は、地方公共団体と連携して、法務省の人権擁護機関相談窓口の周知を図る。

(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。

ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修等人材育成を推進する。

イ 国は、都道府県と連携して、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝

炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。

ウ 平成 22 年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）における身体障害として、新たに肝臓機能障害の一部について、障害認定の対象とされた。その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。

エ 国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援の在り方について検討する上での情報を収集するため、肝硬変及び肝がん患者に対する肝炎医療や生活実態等に関する現状を把握するための調査研究を行う。

（３）地域の实情に応じた肝炎対策の推進

都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の实情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。

また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。

（４）国民の責務に基づく取組

肝炎対策基本法第 6 条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要である。

ア 国民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらしうる疾病であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。

イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。

（５）肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告

肝炎対策基本法第 9 条第 5 項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本指針は、肝炎をめぐる現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。今後は、本指針に定める取組を進めていくこと

となるが、国、地方公共団体等における取組について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎をめぐる状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、策定から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、変更するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況は、肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

目次

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

削除: とりわけ、

削除: 肝炎患者のうち

削除: 大きな割合

近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を実施し、平成19年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備について要請する等の取組を進めてきた。

削除: 近年においては、

削除: 開始

また、平成20年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発及び肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

削除: と理解

さらに、研究分野に関しては、平成20年6月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究7カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。

しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差別が存在することが指

削除: 及び

コメント [m1]: 第4回協議会意見

摘されている。このような状況を改善し、今後、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第9条第1項の規定に基づき策定するものである。

なお、我が国では、現在、肝炎に罹患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

削除: において

削除: であることから

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。

削除: すべて

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。

(2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要である。

削除: 感染については、

削除: が

削除: 過去の生活に基づき

削除: の感染リスクの有無を

削除: このため、肝炎ウイルス検査の受検機会を広く提供し、

削除: すべて

削除: ことが可能な

(3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよ

う、地域の特性に応じた肝疾患診療体制の整備の促進に向けた取組を進める必要がある。

削除: 炎

また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能であり、また、ウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面がある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。

削除: する

削除: 及び

(4) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。

(5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気がつきにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が自ら肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要がある。

削除: 身

削除: 状況を認識

さらに、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識の普及が必要である。

削除: 規

(6) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、取組を強化する必要がある。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。

削除: 規

また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康

削除: すべて

診査の標準的な項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対する B 型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等の B 型肝炎母子感染予防対策を講じており、引き続きこの取組を進める。

- 削除: HBs 抗原陽性の
- 削除: 、
- 削除: 防止
- 削除: が
- 削除: 関しても

さらに、B 型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、B 型肝炎ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するため、日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研究を推進する。また、当該研究の成果物を活用し、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。

- 削除: ごとの
- 削除: 策定
- 削除: し
- 削除: その成果の
- 削除: その成果の

イ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。

ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B 型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。

エ 国は、水平感染防止の手段としての B 型肝炎ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報を踏まえ、当該ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にある。しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であり、このため、従前から実施している肝炎ウイルス検査の受検者数の把握のための調査に加えて、肝炎ウイルス検査の受検率について把握するための調査及び研究が必要である。

- 削除: が
- 削除: となるよう
- コメント [m2]: 患者委員意見書②
- コメント [m3]: 患者委員意見書③
- 削除: すべて
- 削除: なことについて、普及啓発を徹底する
- 削除: すべて
- 削除: は

また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知するとともに、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な体制を整備し、その効果を検証するための研究を推進する必要がある。

さらに、肝炎ウイルス検査の受検結果について、受検者各自が正しく認識できるよ

う、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、最新の肝炎ウイルス検査に関する知見の修得のための研修の機会を確保する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率等について把握するための調査及び研究を行う。

削除: 推計

イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となって行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査実施とその体制整備を要請するとともに、肝炎ウイルス検査の個別勧奨や出張型検診等を推進することにより、さらなる検査実施を支援する。

コメント [m4]: 政府予算案

ウ 国及び地方公共団体は、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報を強化する。あわせて、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、これらの関係者から、労働者に対する受検勧奨が行われるよう要請する。

削除: に対し

削除: に向けた

削除: を

削除: の

削除: を目的として

エ 国は、多様な検査機会が確保されるよう、医療保険者が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき行う健康診査等及び事業主が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき行う健康診断に併せて実施する肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう医療保険者及び事業主に対して要請する。また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。

削除: について

オ 国は、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。

削除: これらの

削除: その成果の

カ 国及び地方公共団体は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう要請する。また、国は、医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況等について、実態把握のための調査研究を行う。

キ 国は、独立行政法人国立国際医療研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院において指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修が行われるよう要請する。

削除: 等

削除: ける

第 4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。

このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するため、拠点病院を中心として、「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」（平成19年全国C型肝炎診療懇談会報告書）に基づき、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要がある。また、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の連携の下、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップを実施することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診を進める必要がある。

また、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向けて、引き続き、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした関係者の協力を得られるよう、必要な働きかけを行う必要がある。

さらに、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、地方公共団体と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成を推進する。また、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等を肝炎患者等に対して配布する。

イ 国は、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめ、地方公共団体や医療保険者等と連携を図り、普及啓発を行う。

ウ 国は、肝炎情報センターが拠点病院の医療従事者を対象として実施する研修を効果的に進めるための技術的支援を行う。また、国及び都道府県は、拠点病院が行う研修について、より効果的な実施方法等について検討し、研修内容の充実を図る。

エ 国は、地域における診療連携の推進に資する研究を行い、その成果物を活用し、地域の特性に応じた診療連携体制の強化を支援する。

オ 国は、職域における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者等に対する望ましい配慮についての先進的な取組例等の情報を取りまとめ、各事業主団体と連携を図り、普及啓発を行う。

カ 国は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金、障害年金等の肝炎医療に関する制度について情報を取りまとめ、地方公共団体と連携を図り、医療機関や肝疾患相談センター等における活用を推進する。

キ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院及び専門医療機関等のリスト並びに拠点病院において対応可能な肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、当該情報を肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載す

削除: 都道府県が設置する

コメント [m5]: 患者委員意見書⑩

削除: と

削除: 、すべての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するとともに

コメント [m6]: 第4回協議会意見

削除: 、肝炎患者等を個々の病態に応じて適切な肝炎医療に結びつける取組

削除: 進める

コメント [m7]: 患者委員意見書⑥
政府予算案

削除: 取りまとめ、肝炎ウイルス検査によって肝炎ウイルスに感染していることが判明した者

削除: その成果の

削除: 等

削除: され

削除: 、研修計画を策定する

コメント [m8]: 患者委員意見書⑦

削除: への支援方法について検討する

削除: 地域における診療連携体制を強化するため、

コメント [m9]: 患者委員意見書⑧

削除: う

削除: 種

削除: その成果の

削除: 及び

削除: 肝炎の治療を進める際の

削除: した後、

ること等により、医療従事者及び国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。

このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成することが必要である。

削除: 規

削除: の発生を防ぎ

削除: 規

削除: 適

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するため、各施設における感染予防ガイドライン等の策定のための研究を推進し、地方公共団体等と連携を図り、当該研究成果について普及啓発を行う。(再掲)

イ 国は、地方公共団体と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成を推進する。(再掲)

ウ 国は、肝炎情報センターに対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院において指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修が行われるよう要請する。(再掲)

エ 国は、肝炎情報センターが拠点病院の医療従事者を対象として実施する研修を効果的に進めるための技術的支援を行う。また、国及び都道府県は、拠点病院が行う研修について、より効果的な実施方法等について検討し、研修内容の充実を図る。(再掲)

削除: 規

削除: 肝炎患者等を個々の病態に応じて適切な肝炎医療に結びつける取組を

削除: 進める

削除: 等

コメント [m10]: 患者委員意見書⑩

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。

さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信を

削除: 及び

推進する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価、検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。
- イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。
- ウ 国は、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく肝炎研究に加え、肝炎対策の推進に資することを目的として、以下の行政的な研究を行う。
 - (ア) 日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研究
 - (イ) 医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況等について、実態を把握するための研究
 - (ウ) 地域における診療連携の推進に資する研究
 - (エ) 職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究
 - (オ) 具体的な施策の目標設定に資する肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実態を把握するための調査研究
 - (カ) 肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究
 - (キ) その他肝炎対策の推進に資する研究
- エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

コメント [m11]: 事務局

削除: を踏まえ実施してきた過去の

削除: 及び

削除: よう

コメント [m12]: 政府予算案

削除: を行う。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎は重篤な疾病であり、肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品の開発等に係る研究が促進され、薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進し、さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

削除: 早期の

削除: よる

削除: に資する

削除: の活性化の取組

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。
- イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。
- ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。

削除: は

エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。

オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。

コメント [m13]: 第4回協議会意見

削除: 他の医薬品に

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、国民に十分に浸透していないと考えられる。こうした中において、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

削除: 多くの

削除: すべて

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

削除: かつ

削除: て

削除: 推進する

削除: すべて

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、平成22年5月の世界保健機関（WHO）総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、日本肝炎デーを設定する。あわせて、国及び地方公共団体は、財団法人ウイルス肝炎研究財団が従来から実施してきた「肝臓週間」と連携し、集中的な肝炎の普及啓発を行う。

削除: の

削除: する

イ 国及び地方公共団体は、あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行う。

コメント [m14]: 第4回協議会意見

ウ 国及び地方公共団体は、国民に対し、近年、我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、従来に比し、感染が慢性化することが多いとされていることに鑑み、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行う。

削除: かんが

削除: ヒト免疫不全ウイルス（HIV）等と同じく

エ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨活動として、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について普及啓発を行う。

コメント [m15]: 第4回協議会意見

削除: るという認識を促し

オ 国は、肝炎患者等、医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる者、事業主等の関係者が、それぞれにとって必要な情報を取りまとめ、普及啓発を行う。

削除: に向けて

削除: 各々の立場で

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備に

削除: その成果について

ついて、引き続き、各事業主団体に対し、協力を要請する。

キ 国は、地域の医療機関において、肝炎に係る情報提供が適切になされるよう、肝炎情報センターに対し、情報提供の機能を充実させるよう要請する。

ク 国及び都道府県は、拠点病院の肝疾患相談センターを周知するための普及啓発を行う。

ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。(再掲)

コ 国は、肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究を行い、その成果物を活用し、地方公共団体と連携を図り、普及啓発を行う。

コメント [m16]: 患者委員意見書⑨

削除: カ

削除: における

削除: キ

削除: ク

削除: ケ

削除: するための調査研究を行い

削除: 策定

削除: とともに

削除: その成果の

削除: ①

削除: と向き合いながら治療を含む

削除: に取り組む

削除: とともに

削除: ②

削除:

削除:

削除:

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

ア 今後の取組の方針について

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

イ 今後取組が必要な事項について

(ア) 国は、都道府県と連携して、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。

(イ) 国は、肝炎情報センターに対し、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。

(ウ) 国は、地方公共団体と連携して、法務省の人権擁護機関相談窓口の周知を図る。

削除: について

コメント [m17]: 患者委員意見書⑩

削除: い

(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。

ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修等人材育成を推進する。

イ 国は、都道府県と連携して、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝

炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。

ウ 平成 22 年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）における身体障害として、新たに肝臓機能障害の一部について、障害認定の対象とされた。その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。

エ 国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援の在り方について検討する上での情報を収集するため、肝硬変及び肝がん患者に対する肝炎医療や生活実態等に関する現状を把握するための調査研究を行う。

削除: 支援

コメント [m18]: 第 4 回協議会意見

削除: 及び

（3）地域の実情に応じた肝炎対策の推進

都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。

また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。

（4）国民の責務に基づく取組

肝炎対策基本法第 6 条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要である。

ア 国民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらしうる疾病であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。

イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。

削除: がんが

削除: 規

（5）肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告

肝炎対策基本法第 9 条第 5 項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本指針は、肝炎をめぐる現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。今後は、本指針に定める取組を進めていくこと

となるが、国、地方公共団体等における取組について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎をめぐる状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、策定から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、変更するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況は、肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。

削除: とら

コメント [m19]: 患者委員意見書⑬



平成23年度政府予算案(肝炎対策関連)



厚生労働省 健康局 疾病対策課 肝炎対策推進室

肝炎総合対策の5本柱

平成23年度政府予算案

238億円(236億円)

うち特別枠分で

40億円

- | | |
|---|---------------------|
| 1. 肝炎治療促進のための環境整備 | 152億円(180億円) |
| ○肝炎患者支援手帳事業【特別枠】 | |
| ○地域肝炎治療コーディネーター養成事業【特別枠】 | |
| 2. 肝炎ウイルス検査の促進 | 55億円(26億円) |
| ○特定感染症検査等事業における出張型検診の実施【特別枠】 | |
| ○肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューの追加【特別枠】 | |
| 3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援等 | 7億円(8億円) |
| 4. 国民に対する正しい知識の普及啓発 | 2億円(2億円) |
| ○肝炎検査受検状況実態把握事業【特別枠】 | |
| 5. 研究の推進 | 21億円(20億円) |
| ○健康長寿社会実現のためのライフイノベーションプロジェクト(肝炎分)【特別枠】 | |

1. 肝炎治療促進のための環境整備 152億円 (180億円)

肝炎治療特別促進事業(医療費助成) 151億円(180億円)

B型・C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 ・ B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担 限度月額	原則1万円 (ただし、上位所得階層については2万円)
財源負担	国:地方=1:1
平成23年度予算(案)	151億円
総事業費	302億円

【特】肝炎患者支援手帳の作成・配布 0.5億円

B型・C型肝炎患者等に対して、肝炎の病態、治療方法に関する制度等を記載した「肝炎患者支援手帳」を作成・配布し、今後の適切な治療を促進する。



【特】地域肝炎治療コーディネーターの養成 0.7億円

市町村の保健師等に対して、B型・C型肝炎に関する既存制度の知識などを習得させ、肝炎患者等が適切な治療を受けられるようコーディネートができる者を養成する。



2. 肝炎ウイルス検査の促進

55億円（26億円）

● 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備（特定感染症検査等事業）

- ・検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。

※ 緊急肝炎ウイルス検査事業の延長

【特】特定感染症検査等事業における出張型検診の実施 1億円

都道府県等が、保健所や委託医療機関で実施している肝炎ウイルス検査について、出張型の検査も実施することで、検査のより一層の促進を図る。



● 市町村における肝炎ウイルス検診等の実施（健康増進事業）

【特】肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューの追加 32.3億円

40歳以上5歳刻みの者を対象として、無料で検査を受けることが可能な個別勧奨メニューを追加し、検査未受検者への受検促進の一層の強化を図る。

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、

相談体制整備などの患者支援 等 7億円（8億円）

● 診療体制の整備

- ・都道府県においては、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備。



● 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

- ・肝疾患診療連携拠点病院においては、肝疾患相談センターで肝硬変・肝がん患者を含めた患者、家族等に対する心身両面のケアを行うとともに、医師等の医療従事者に対する研修等を実施。
- ・肝炎情報センターにおいては、肝疾患に関する各種の情報提供、拠点病院の医療従事者に対する研修、その他の支援を実施。



4. 国民に対する正しい知識の普及啓発 2億円（2億円）

◎ 教育、職場、地域あらゆる方面への正しい知識の普及啓発

肝炎に関する正しい知識を国民各層に知っていただき、肝炎ウイルスの感染予防に資するとともに、患者・感染者の方々がいわれのない差別を受けることのないよう、普及啓発に努めている。

肝炎患者等支援対策事業(普及啓発部分) 0.9億円（1.8億円）

○ 自治体の普及啓発活動に対する補助事業

・ シンポジウム開催、ポスター作成、新聞・中吊り広告 等



【特】 肝炎検査受検状況実態把握事業 1億円

・ 肝炎ウイルス検査のさらなる受検促進を図るため、年齢や性別等の属性や、検査の受検状況等に関する実態把握を行う。

5. 研究の推進 21億円（20億円）

・ 肝炎等克服緊急対策研究事業 16億円（20億円）

「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療法等の研究開発を推進する。



【特】 健康長寿社会実現のための ライフ・イノベーションプロジェクト（肝炎分） 5億円

肝炎感染予防ガイドラインの策定等、肝炎総合対策を推進するための基盤に資する行政的研究を実施する。



元気な日本復活特別枠で確保した事業費分の再掲 (合計40億円)

◎ 国民生活の安定・安全の推進など、元気な日本を復活させるための施策に予算の重点配分を行う仕組みとして「元気な日本復活特別枠」を設定

1. 肝炎治療促進のための環境整備

- 肝炎患者支援手帳事業 0.5億円
- 地域肝炎治療コーディネーター養成事業 0.7億円

2. 肝炎ウイルス検査の促進

- 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施 1億円
- 肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューの追加 32.3億円

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援等

4. 国民に対する正しい知識の普及啓発

- 肝炎検査受検状況実態把握事業 1億円

5. 研究の推進


- 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト（肝炎分） 5億円

肝炎対策推進協議会

会長 林 紀 夫 殿

「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）改訂版」に対する意見

2010年（平成22年）12月24日

委員 阿 部 洋 委員 天 野 聰 子 委員 木 村 伸 委員 武 田 せい 子 委員 平 井 美 智 子 委員 松 岡 貞 江 

第4回協議会において、事務局より、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）」の改訂版が提出されました。

これは、第3回協議会での委員間の議論を踏まえて改訂されたものであり、内容が従前に比べて充実したと評価できると思います。

しかし、第4回協議会で各委員から意見が出されたとおり、指針の理念、具体的施策とそのスケジュールがより明確に示されなければ、「待ったなし」の状態に追い込まれている肝炎、肝硬変、肝がん患者に対する施策として充分とは言えません。

よって、私たちは、改めて改訂版に対する意見を以下のとおり申し述べる次第です。

第1. 前文（反映後版1頁）

1. 要望事項

- ① 下から5行目「…いまだ解決すべき課題が多い。」の文章に続けて「そもそもB型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされたものも存するうえ、ウイルス性肝炎患者は高齢化が進み、病気が重篤化し、肝硬変・肝がんを苦しんでいるのであり、重篤化した肝硬変以降の患者に対する支援の在り方を早急に検討する必要がある。」を挿入していただきたい。

2. 要望理由

全ての疾患について指針が定められるものではなく、また対策の為の基本法が常に制定されるものでもない。

よって、この指針においては、その前文で、特に指針を定めるべきと判断された必要性の根拠や指針を定めるにあたり必要不可欠な視点を盛り込んでおく必要がある。

そもそも指針に定めるべき事項の九として「その他肝炎対策の推進に関する重要事項」が挙げられており、附則において「肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援のあり方について」「今後必要に応じ、検討が加えられる」としている以上、肝硬変及び肝がんについて一言も触れられていない前文は不充分と言わざるを得ない。

また、基本法自身に書かれてあるから再び触れる必要はないとの意見は、当該指針を軽視するものであり、賛成できない。

第2. 第3項「肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項」（反映後版4頁）

1. 要望事項

- ② (1). 下から19行目「当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にあるが」に続けて「従前実施していた受検者数把握のための調査を継続するとともに」を挿入していただきたい。
- ③ (2). 下から12行目「全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要なことについて」と「普及啓発を徹底するとともに」の間に「輸血、血液製剤、治療行為及び予防接種における注射器の連続使用（特に予防接種にあつては、かつて乳幼児期に義務として行われていたうえ、昭和63年まで注射器の連続使用がなされていた）によって感染することなどの情報提供も含め」を挿入していただきたい。
- ④ (3). 下から11行目「普及啓発を徹底するとともに」と「すべての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な体制を整備し」の間に「近年、ウイルス検診の受診者数が減少して来ていることから、受検者数を増やす取組と、」を挿入していただきたい。
- ⑤ (4). 下から4行目(2)アの「受検率等について推計するための調査及び研究を行う」の文章につき、「調査及び研究を早急に行い、速やかに受検率の動向を把握する」に変更していただきたい。

2. 要望理由

- (1). 今後肝炎ウイルス検査の受検率について把握するための調査及び研究を行なうとしても、従前の調査も並行して実施し、当面の受検者数の推移を把握する必要があると思われる。
- (2). 普及啓発を行うにあたっては、全ての人々が自分も感染しているかもしれないと感じる必要があり、その為には感染経路等について具体的に情報提供すべきである。
なお当初の案には「感染経路の多様性にかんがみ」という文言が存した（のに、今回削除されている）。
- (3). すべての国民が少なくとも一回は受検することと、平成19年以降受検者数が減って来ており、受検者数の増加施策とその施策の効果の検証が必要である。
- (4). 「受検状況の実態を把握することは困難である」と記した第1次案からは前進しているが、肝炎患者等が高齢化し、インターフェロン等の治療機会が急速に失われている現状に鑑みれば、調査研究等を早急に行うべきであることを強調すべきである。

第3. 第4項「肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項」（反映後版6頁）

1. 要望事項

- ⑥ (1). (2)項の「今後取組が必要な事項について」において、新たに独立して「肝炎ウイルス検査の結果診療が必要と判断された者の受診率等について推計するための調査及び研究を早急に行い、速やかに受診率の動向や受診しない理由を把握する。特に、受診勧奨及びフォローアップの状況について、『肝炎患者支援手帳』に添付されているハガキなどで把握し、今後の対策に結び付けるようにする」を追加していただきたい。
- ⑦ (2). (2)項ウの第2文を「また、国及び都道府県は、拠点病院が行う研修等について早急に支援を行う」に変更していただきたい。
- ⑧ (3). (2)項エの「地域の連携の推進に資する研究を」の文言に続けて「(研究を) 行い、各地で試行されている『クリティカルパス』を地域の実情に応じた形で普及させるための検討などを早急に進める」に変更していただきたい。
- ⑨ (4). (2)項オの文言の末尾につき、「普及啓発を行う」の部分「普及啓発を行うとともに、就労を維持しながら治療を受ける為の法的支援の可能性について検討する」と変更していただきたい。
- ⑩ (5). (2)項キの下にクとして下記の項目を挿入していただきたい。

肝炎診療ネットワークの構築は平成19年1月26日全国C型肝炎対策医療懇談会報告書『都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン』（以下、「診療体制ガイドライン」という）に準じて進めることが望ましい。なお、拠点病院は医師会などの協力のもと、かかりつけ医が「肝炎治療ガイドライン」に基づいて適切な治療が実現出来るよう、かかりつけ医に広報を徹底し協力を求める。

2. 要望理由

- (1). (1)項の追加要望の根拠は、第2の2(2)で述べたところと重なる。
特に、何故受診しないのかについて把握しなければ対策もたてられないと思料されるのであり、具体的な方策についても例示すべきと考える。
- (2). 支援方法について検討している時期ではなく、早急に支援を実施すべき時期だと考える。
- (3). 地域における連携は喫緊の課題であり、「クリティカルパス」等の具体策を提示する必要があると考える。
- (4). これまでの調査において、既に、働きながら治療を行っている者が極めてわずかしか存しないことが明らかになっている。

これは「要望」や「働きかけ」ではもはや不十分なことを示しているのであり、受診率の向上を目指す為に、いかなる法的支援（誘導）が可能なのかについて、早急に検討すべきである。

そもそも基本法16条は「国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たって入院、通院等に支障がないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者その他の関係する者間の連携協力体制を確保することその他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他の肝炎患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。」と定め、更に、肝炎対策基本法の制定にあたり、付帯決議においては「治療と社会生活を両立できるよう…勤務時間等について企業等に柔軟な対応を求めること」「肝炎治療

のための休職、休業を余儀なくされた患者に対する支援について早急に検討を行うこと」が定められている。

指針において、それらにつき全く触れられていないことは極めて遺憾である。

- (5). すでに各都道府県の肝疾患診療ネットワークは「診療体制ガイドライン」で示されているが、その趣旨が各都道府県に徹底していない場合もあることから、「診療体制ガイドライン」を今後の診療体制の構築に生かすよう促す必要がある。また、「診療体制ガイドライン」では「かかりつけ医」の役割りは明確にされているとは言えず、各都道府県で「かかりつけ医の役割など」を明確にして、適切な治療内容などについて広報を徹底し協力を求める必要がある。

第4. 第5項「肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する重要事項」（反映後版6頁）

1. 要望事項

- (11) (2)項の「今後取組が必要な事項について」において、新たにエとして「拠点病院は、肝炎情報センターと連携して、肝炎患者が近隣の医師から適時・適切な医療の提供を受けられるよう、情報提供及び研修を通じて人材育成に努め、国及び地方公共団体は必要な支援を行う」を挿入していただきたい。

2. 要望理由

肝炎患者数に比して肝臓専門医の数が少ないため、適時・適切な医療を提供できるかかりつけ医を養成する必要がある。

第5. 第9項「その他肝炎対策の推進に関する重要事項」（反映後版9頁）

1. 要望事項

- (12) (1). (2)項「肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援のあり方」のウにつき「引き続き当該支援を継続する」の文言を「当該支援を継続するとともに、同障害認定状況について調査検討を行い、肝炎対策推進協議会に報告する」と変更していただきたい。

- (13) (2). (5)項「肝炎対策基本指針の見直し」の部分の末尾「…本指針について検討を加え、変更するものとする。」について「……変更するものとする。なお、本指針で定められた調査及び研究の状況は協議会に定期的に報告され、協議会は同報告を踏まえ指針見直しについての意見を述べるものとする」と改めていただきたい。

2. 要望理由

(1). この点につき、第4回会議の席上において事務局から、かような趣旨の文言を入れるのは同協議会の守備範囲を超えるものだと発言がなされたが、妥当ではない。そもそも第1の前文改訂の意見の部分で述べたとおり、当推進協議会は「その他肝炎対策の推進に関する重要事項」について指針で定めることができるのであり、附則の規定からも明らかなどおり、肝硬変・肝がん患者に関する実態調査は極めて重要なポイントである。

そうであるからこそ、事務局提案の指針案改訂版においても「キ. 国は、…肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援のあり方を検討する上で…現状を把握するための調査及び研究を行う」と定めたものと理解される。

この点障害認定は、医療費支援とも密接に結びついているのであり、これを当協議会の守備範囲を超えるとする事務局見解は理解し得ないものである。

なお、事務局からは、障害認定状況の調査は別の所（地方自治体）で行うとの説

明がなされたが、そうであるなら、調査を行うこと、その結果を協議会に報告することには何ら支障がない筈である（「肝炎研究7カ年戦略」については、評価検証を行うこと、協議会に報告することが定められている）。

ちなみに、総合福祉部会で議論するとの回答はあったが、どのようなメンバーで、どの程度の期間をかけ、どのような形で報告（公開）するのかについては不明確である。

H I V感染症にかかる障害認定については、厚労省担当部署と患者団体が非該当と認定された事例の検証や制度設計についての意見交換を行っているのであり、より公的な肝炎対策推進協議会がこの問題に関与できないと解することはできない。

(2). 本指針を定めるにあたっては協議会が意見を述べ、重要な役割を果たしてきた。見直しにおいても、その役割が重視されるべきである。

以上

肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査の結果について

- 身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、肝臓の専門家等による検討により策定された身体障害認定基準により、平成22年4月から開始しているところです。

肝臓機能障害の障害認定の実施状況等を把握するため、10月8日付で身体障害者手帳の交付事務の実施主体である自治体に対して調査を依頼し、今般、その調査結果を取りまとめましたので、公表いたします。

(調査内容)

- ①肝臓機能障害の認定状況(申請件数、却下件数、手帳所持者数等)
- ②申請却下となった理由
- ③制度開始にあたっての指定医(注)への制度の周知の取り組み
- ④肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見

(注) 指定医とは、身体障害者福祉法において、都道府県等により身体障害の認定を行うための診断書・意見書を記載する医師として指定された者のことをいいます。

- 制度開始から半年間に5,697件の身体障害者手帳が交付されています。(申請件数:6,974件 → 却下件数:565件)
- 国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の点数が10点に満たなかったことを理由とする却下が、507件(89.7%)となっています。

(別添) 肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査結果(概要)(PDF:132KB)

- 肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

(参考) 厚生労働省ホームページにおける広報

〈問い合わせ先〉

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 指導係

TEL:03-5253-1111(内線3029)

肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査結果（概要）

1. 調査の目的

身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、肝臓の専門家による検討により策定された身体障害認定基準により、平成22年4月から開始しているところです。本調査は、肝臓機能障害の障害認定の実施状況を把握することを目的としています。

2. 調査時期・対象等

（時期） 本年4月1日（木）～9月30日（木）

（対象） 身体障害者手帳の交付事務の実施主体である自治体

（調査内容）

- ①肝臓機能障害の認定状況（申請件数、却下件数、手帳所持者数等）
- ②申請却下となった理由
- ③制度開始にあたっての指定医への制度の周知の取り組み
- ④肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見

※ 指定医とは、身体障害者福祉法において、都道府県等により身体障害認定を行うための診断書・意見書を記載する医師として指定された者のことをいいます。

3. 結果概要

（肝臓機能障害の認定状況（申請件数、却下件数、手帳所持者数等））

- 肝臓機能障害による障害認定が開始されてから、半年間の申請件数は、全国で6,974件となっています。そのうち81.7%には、9月末時点で既に身体障害者手帳が交付されています。

申請件数 （～H22.9.30）	申請中件数 （H22.9.30現在）	申請却下件数 （～H22.9.30）
6,974	233	565

	1級	2級	3級	4級	合計
手帳所持者数 （H22.9.30現在）	4,467	675	389	166	5,697

注1：申請件数には、既に手帳を取得している者が肝臓機能障害の追加の申請をした場合の件数を含みます。

注2：申請却下件数には、取下げ、返還等の件数を含まないため、以下の式は成立しません。
申請件数－審査中件数－申請却下件数＝手帳所持者数合計

(申請却下となった理由)

- 申請件数のうち、申請却下となった件数の割合は、8.1%となっています。その主な理由は、下記のとおりです。
 - ・ Child-Pugh 分類（注）の点数が10点に満たないため 507件
 - ・ 検査日から180日以内にアルコールを摂取しているため 29件
 - ・ 1回目検査と2回目検査の間が90日以上空いていないため 8件
 - ・ その他 21件

(注) Child-Pugh 分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dℓ未満	2.0～3.0 mg/dℓ	3.0 mg/dℓ超

※ 国際的な肝臓機能障害の重症度分類である Child-Pugh 分類の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くことが、肝臓機能障害に係る身体障害認定基準となっています。

(制度開始にあたっての指定医への制度の周知の取り組み)

- 制度の開始にあたって、全ての自治体において、肝臓機能障害の指定医に対して何らかの方法で周知が図られています。そのうち10自治体において、指定医を対象とした研修会又は説明会が開催されています。

①これまでに研修会・説明会において、指定医に対して、肝臓の認定基準等について、周知を図った。	10自治体 (9.4%)
②これまでに研修会・説明会を実施していないが、今年度中に実施する予定がある。	2自治体 (1.9%)
③研修会、説明会を実施はしていないが、それ以外の方法で指定医に対する周知を図った。 (例：認定の手引きの作成・配布等)	91自治体 (85.8%)
②と③の両方に該当	3自治体 (2.8%)
④現在のところ、実施する予定はない。	0自治体 (0.0%)

(肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見)

- 106自治体のうち34自治体(32.1%)で指定医からの意見の記載がありました。
- 「Child-Pugh分類の合計点数が10点以上」としている現行の基準については、「厳しすぎるのではないか」との意見が27自治体からあり、「妥当であると考える」との意見が4自治体からありました。
- その他、以下のような意見がありました。
 - ・ 診断書における「180日以上アルコールを摂取していない」の記入の方法について、摂取していない場合に、○と×のいずれに丸を付けるべきなのか、分かりにくいのではないか。
 - ・ 1回目の検査と2回目の検査の間隔は、きっちり90日以上180日以内でなく、概ね同程度の間隔が空いていれば良いのではないか。

平成22年4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

対象者

- 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

手続き

申請書、診断書、写真（たて4cm×横3cm）をお住まいの市町村の担当窓口へ提出してください。
※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りです。
※市町村によって、提出書類が異なる場合があります。

認定基準

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。
3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。
※Child-Pugh分類
肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

適用される 施策など

- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや自立支援医療（更生医療・育成医療）の対象となります。
- 等級によっては、公職選挙法に基づく選挙の際に郵便投票を行うことができる措置の対象や、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく企業の障害者雇用率制度や障害者雇用納付金の算定の対象となります。
- 所得税や個人住民税等、法律に基づく各種税制優遇の適用対象となります。
- その他、鉄道運賃、航空旅客運賃、有料道路の料金、日本放送協会放送受信料などの割引措置を受けられる場合があります。

詳しい手続きの方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。